

## サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の公募について

平成24年3月21日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の募集について公示します。

なお、本事業による補助は、平成24年度予算の成立後に実施される予定ですが、サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を早期に実施するために、本公募を予算成立前に行うものです。

**注)本公募は、平成24年度予算によるものであり、平成24年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れることと等もありますので、ご注意ください。**

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業

#### (2) 事業目的

高齢者が安心して暮らすことができる居住環境の整備にあたっては、単身・夫婦高齢世帯を対象とするサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図る一方で、当該住宅に係る登録情報について広く公表を行うことで適切に情報提供を行い、また登録情報に関する調査・分析を行うなど、制度面での普及促進を行っていくことが重要である。

本事業は、サービス付き高齢者向け住宅に係る登録情報の公表及び調査・分析等の普及促進事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、当該住宅についての情報提供を行うことを目的とする。

#### (3) 事業内容

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号)により創設されたサービス付き高齢者向け住宅について、その登録情報をインターネット上で公表するシステムにより情報提供を行い、その情報について調査・分析を行うほか、その他の効果的な情報提供方法について検討のうえ実施する。

#### (4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成24年4月上旬 ～ 平成25年3月29日

### 2. 対象事業者の要件

#### (1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅係
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39-855)
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail shimamura-y2vv@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成24年3月21日から平成24年3月29日
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成24年3月30日18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)  
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。